

平成27年10月

お客様各位

兵庫県住宅供給公社

### 「個人番号（マイナンバー）」の取扱いに関するご案内

平素から当公社事業にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記の件について、10月5日に「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律」（通称「マイナンバー法」）が施行されたところです。

当公社賃貸住宅へのご入居手続き等におきまして、お客様から住民票等を提出いただく事務手続きは、当法律上の個人番号（マイナンバー）の収集又は保管が認められた事務には該当しません。

つきましては、公社賃貸住宅へのご入居手続き等におきまして、個人番号が記載される可能性のある書類（住民票、源泉徴収票等）をご提出される場合は以下の点についてご注意ください。

#### 【注意事項】

1. 個人番号（マイナンバー）が記載されていない書類をご提出ください。
2. やむを得ず個人番号（マイナンバー）が記載されている書類をご提出される場合は、個人番号（マイナンバー）が記載されている部分を①表面及び裏面を油性マーカー等で復元できない程度に塗りつぶす、又は②削除したうえで、ご提出下さい。

※お客様から個人番号（マイナンバー）が読み取れる状態の書類が提出された場合には、書類の受領後すぐに個人番号が判読できないよう、当方にて上記処理を行ったうえで保管いたします。

お手数をおかけいたしますが、ご理解とご協力の程、よろしくお願い申し上げます。